

2024年1月19日
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部

企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対するコメント

当監査法人会計プラクティス部は、2023年12月15日に公表された、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて、「本公開草案」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

- 企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下、「本会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案内容について同意する。ただし、子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日（以下合わせて、「みなし取得日等」という。）に関する取扱いについて、当該基本的な方針との関係を結論の背景等に明示すべきと考える。

本会計基準案では、みなし取得日等の決算日には、中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含む（本会計基準案第 20 項）としたことにより、四半期会計基準において認められていた四半期決算日がみなし取得日等に含まれるとしている（本会計基準案 BC17 項）。これは、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定める（本会計基準案 BC8 項）という本公開草案の基本的な方針と整合する。しかしながら、本会計基準案第 20 項で定める「適切に決算が行われた日」には、子会社の月次決算日が含まれるかどうかは必ずしも明確ではない¹。

この点、本公開草案の開発にあたっての基本的な方針が「中間財務諸表の記載内容が従前の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこと」（本会計基準案 BC5 項）であることに鑑み、本会計基準案のみなし取得日等に関する取扱いについて、従来の四半期での実務を変更する意図の有無を、結論の背景等において明示すべきである。

本公開草案において従来の四半期での実務を変更しないことを意図しているのであれば、上記の基本的な方針に従ったものであると考えられる。他方で、みなし取得日等に関する取扱いについては、より支配獲得日等に近い決算日によることが望ましいと考えられる。この点を踏まえると、本会計基準案第 20 項のみなし取得日等に関する取扱いを、経過措置として定めることが適切であると考えられる。

質問 2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

該当なし。

¹ 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 7 項では、みなし取得日等には「四半期決算日又は中間決算日が含まれる。」とされており、月次決算日等は想定されていないと考えられる。

質問 3 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

該当なし。

以 上